

## 出力制御ルールの変更点について

変更項目	変更内容	適用対象	
		1/25までの 接続契約申込み受付分	1/26以降の 接続契約申込み受付分
1. 出力制御の対象の見直し	(1)太陽光発電・風力発電に対する出力制御の対象範囲の拡大	500kW以上の 太陽光発電・風力発電	全ての 太陽光発電・風力発電 (発電出力20kW未満の風力発電は除く)  太陽光発電(10kW未満)については、太陽光発電(10kW以上)を先に出力制御を行うなど優先的に取り扱う。 また、経過措置として、 <b>太陽光発電(50kW未満)については4/1以降の接続契約申込み受付分より適用。</b>
	(2)バイオマス発電に対する出力制御ルールの明確化	全てのバイオマス発電 の制御順位は <b>火力発電と同等</b>	① <b>地域型バイオマス発電(注)</b> ② <b>バイオマス専焼発電(①を除く)</b> ③ <b>火力発電・化石燃料混焼発電(①を除く)</b> ③→②→①の順に出力制御を実施
2. 「30日ルール」の時間制への移行 (太陽光発電・風力発電)	・年間最大30日までとされている無補償の出力制御について、太陽光発電については最大で年間360時間まで、風力発電については、年間720時間までとする。	無補償の出力制御は <b>年間最大30日まで</b>	無補償の出力制御は 太陽光発電： <b>年間最大360時間まで</b> 風力発電： <b>年間最大720時間まで</b> (発電出力20kW未満の風力発電は除く)
3. 遠隔出力制御システムの導入	・発電者は電力会社からの求めに応じて、出力制御に必要な機器の設置、費用負担その他必要な措置を講ずる必要あり。	<b>必要なし</b>	<b>必要あり</b> (発電出力20kW未満の風力発電は除く)  経過措置として、 <b>太陽光発電(50kW未満)については4/1以降の接続契約申込み受付分より適用。</b>
4. 指定電気事業者制度の活用による接続拡大	・指定電気事業者制度の対象を500kW以上の太陽光発電・風力発電から500kW未満の太陽光発電・風力発電にも拡大。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、平成26年12月26日に、太陽光発電について指定電気事業者の指定を受けており、接続契約申込量が接続可能量を超過すると見込まれる場合には、無制限・無補償での出力制御を条件に系統連系の受付が可能となります。</li> <li>・現時点においては、接続契約申込量が接続可能量に達していないことから、太陽光発電設備の場合は年間360時間まで無補償での出力制御を条件に系統連系の受付が可能となります。</li> </ul>	

(注)メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス発電、農作物残さ発電などであって、地域に賦存する資源を有効活用する発電。(燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合は、出力制御の対象外とする。)